（第二種動物取扱業者の範囲等）

第十条の五　法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2　法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一～五　（略）

3　法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～十二　（略）

（第二種動物取扱業の届出等）

第十条の六　法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2　法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

4　法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（第二種動物取扱業の変更の届出）

第十条の七　（略）

2　法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三　（略）

3　法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業の廃業等の届出）

第十条の八　法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の遵守基準）

第十条の九　法第二十四条の四第一項において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の十　第十条の二（第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物

（第二種動物取扱業者の範囲等）

第十条の五　法第二十四条の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2　法第二十四条の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一～五　（略）

3　法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～十二　（略）

（第二種動物取扱業の届出等）

第十条の六　法第二十四条の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2　法第二十四条の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

4　法第二十四条の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（第二種動物取扱業の変更の届出）

第十条の七　（略）

2　法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三　（略）

3　法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業の廃業等の届出）

第十条の八　法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の遵守基準）

第十条の九　法第二十四条の四において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（新規）